第５次厚木市環境基本計画（案）に対するパブリックコメントについて

１　意見募集期間

令和３年１月 15 日（金曜日）から令和３年２月 15 日（月曜日）まで

２　意見の件数等

(1) 意見をいただいた人数　　５人

(2) 意見の件数　　19 件

３　意見の反映状況

No	反映区分	件数（件）
1	条例・計画等に反映させたもの	1
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの	1
3	今後の取組において参考にするもの	9
4	条例・計画等に反映できないもの	5
5	その他（感想・質問）	3
	合計	19

4　意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
1	2020 年には政府が 2050 年カーボンニュートラル宣言、すでに 211 の自治体が 2050 年ゼロカーボン宣言をしています。厚木市でも新しい総合計画、環境基本計画を 2021 年度にスタートするにあたり、まずゼロカーボンシティ宣言をして、市民も行政担当者も事業者もベクトルを合わせられるようにしてほしいと思います。気候危機の回避が持続可能な地球・地域の大前提になりますので、すべての政策や施策はその認識で進めていくべきであろうと思います。	ゼロカーボンシティの表明については、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定作業と併せて検討を重ねてきました。 その結果、令和3年2月 22 日に令和3年度施政方針の中で、市長が「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す」ことを述べ、ゼロカーボンシティの表明をしたことから、本文にその旨を記載します。 【7 ページ第 1 章 3(3)】	1
2	ごみの減量化、資源化は、その原点の「大量消費社会、使い捨て社会の見直し」に立ち、無駄な資源・食糧・エネルギーの浪費を防ぐ対策の一つであることを示してください。	ごみの減量化、資源化については、本計画の個別計画である一般廃棄物処理基本計画に御意見の趣旨のとおりに記載しております。 【34 ページ第 4 章Ⅰ-3】 【一般廃棄物処理基本計画 2 ページ】	2

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映区分
3	2015 年の国連サミットにおいて、SDGs の目標が提起されたことで、いまや日本の政治、経済界すべてがその目標を達成することに躍起となっています。しかしながら、「SDGs」を唱えることが、さも今のトレンドとなっているだけのように思えます。現状の大量消費、大量生産を続けていては、気候変動危機の克服は困難であると思います。本市の計画案は大変良くできていますが、いつまでに何をどこまで達成するのか、そして今年度からの市の取り組みをどこまで、どのような手立てで進めるかの記述が一切ありません。これでは 2030 年までの 9 年弱の期間のロードマップが存在していません。当市の本気度が大きく問われています。 そこで敢えて提案しますが、本市の市庁舎を含めた複合施設が 2027 年頃には完成予定とありますが、駅に降り立った時に「SDGs 優先のまち」とわかるようにして欲しい。市庁舎そのものの壁面を太陽光パネル張りにする等、特別なまちづくりをして欲しい。このことが、市民や市内の事業者にも理解されれば、名実ともに「SDGs 先進市」となり、休耕地での営農発電（ソーラーシェアリング）の普及も進むのではないかと考えます。農地法その他の法律上の困難性も「特区」構想を立ち上げれば可能となると思います。	本計画は、SDGs の理念に沿った取組を進めることとし、取組を進める上で意識できるよう四つの基本目標に SDGs との関連性を示しています。 御意見では、令和 12（2030）年までのロードマップが存在しないとのことですが、本計画の計画期間は、令和３（2021）年度から令和８（2026）年度までの６年間です。計画では、重点取組として令和８年度において達成するべき目標を掲げており、個別の事業については、実施計画を別に策定し、年度ごとの目標を掲げて実施します。 また、複合施設については、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの導入を積極的に検討します。 なお、ソーラーシェアリングについて、特区制度等の活用について研究を進めます。	5

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映区分
4	【脚注の扱いについて】 　脚注の扱い方を本案と概要版で揃えてほしいです。 なるべくなら、本文に近いページに記載されているとわかりやすく、理解しやすくなると思います。 【造語について】 　それらの言葉の注釈を本案、概要版両方に注釈をつけてほしいです。 　言葉の意味に加えて、いつから制定されたのかや、本市独自のものなのか（国などが定義する用語なのか）も追加して頂けると、転入者や改めて興味を持った市民に一層理解してもらえるようになると思います。 【安易な専門用語やカタカナ語の使用について】 　今一度全体を通して見直しをして頂きたいと思います。 １　関係者にとってはなじみのある用語でも、一般市民にとってはそうではない用語が見られます。 ２ 「カタカナ語」を使うことで意味があいまいになってしまってはいないでしょうか。 　本案 P30「スマートライフ」，「カーボンニュートラル」，など	概要版は、パブリックコメント用の資料として作成しており、ページ構成の関係から脚注の扱いを変えています。 　御意見を参考に、多くの人に分かりやすい用語の説明に努めます。	5

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
5	気候危機生物多様性の毀損、大量消費社会の結果、地球規模の厳しい状況が顕著になっていると思いますが、記載内容からは危機感が伝わってきません。 2018 年の IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の「1.5℃特別報告書」を明記し、2℃ではなく 1.5℃未満に抑えることの重要性と、そのために 2030 年には 2010 年比で 45%の CO2 排出量削減、2050 年実質ゼロが必要という認識を示してほしいと思います。	環境をめぐる潮流と今後の方向は、極力簡潔にするため重要な出来事に絞って記載しています。IPCC の 1.5℃特別報告書は、COP21 における「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 1.5℃高い水準までのものに制限する」必要性を裏付けるため科学的知見から検討を行ったものであり、報告書が作成されたことよりも内容が重要であると考えます。 そのため、当該箇所に出来事として記述するのではなく、御意見を参考に地球温暖化対策の必要性を周知する際に特別報告書の内容を活用していくこととします。 【2 ページ第 1 章 1】	3

<table>
<tr><th>No.</th><th>意見の概要</th><th>市の考え方
【本計画の該当ページ等】</th><th>反映
区分</th></tr>
<tr><td>6</td><td>2013 年度を基準年として 2030 年度に 27%削減というこれまでの計画で現状 2017 年度を評価していますが、上の IPCC 報告書提言の 2010 年度比 2030 年 45%削減に照らしてみました。2010 年度の排出量は 2,158 千ﾄﾝで、これと比較すると 2017 年度は削減しているとは言えない結果です。2013 年度がこれまでの最高排出量でしたので、各部門とも減少しているという評価ですが、正しい評価とは言えないのではないかと思います。
2019 年度までのデータがわかりませんが、「順調に進んでいます」という評価で大丈夫ですか</td><td rowspan="2">市では、2013 年度を基準年として 2030 年度に 27%削減という目標を掲げて取り組んでいます。国における温室効果ガスの削減目標の基準も 2013 年度としています。2010 年度と比べて温室効果ガスの排出量が増えている理由は、2011 年に起こった東日本大震災後の原子力発電の停止により、化石燃料による発電が増加したことが主な原因です。意図的に温室効果ガス排出量の最高値を基準にしたのではなく、我が国の状況を考慮したものであり、国民の理解という点において東日本大震災後に基準を置くことは妥当であり、27%削減という目標値についても決して低いものではないと考えています。
しかしながら、御意見のとおり国際的に目標値の上方修正が求められている状況であることはしっかりと受け止め、今後、国の動向を注視し、必要に応じて本市の目標も見直すこととします。

【7 ページ第 1 章 3(3)】
【31 ページ第 4 章Ⅰ-2】</td><td>3</td></tr>
<tr><td>7</td><td>温室効果ガス削減率 2030 年度に 2010 年度比 45%削減とするべきです。2010 年度が 2,158 千ﾄﾝなので、2030 年度 1187 千ﾄﾝを目標とする。2017 年度から 2030 年度まで一律に削減すると仮定して、2026 年度には 1,500 千ﾄﾝ 2013 年度比 39%削減になります。相当に高い目標ですが、それを本気で実現するべく政策・施策を配置して実施して欲しいです。</td><td>3</td></tr>
</table>

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映区分
8	「必要に応じて見直しを行います」が、必要に応じてとする根拠があいまいではいけないと思います。計画の見直しが必要となる場合はどのようなことが想定されるでしょうか。 「必要に応じて」の部分は、削除したら如何でしょうか。環境に関する変化が激しい昨今にあって、本来は不断の見直しが必要なのであり、定期的な点検の結果、その時点における計画の変更を行わないとしても「見直し」をしたことには変わりはないからです。	「必要に応じて見直しを行います」とは、本計画の取組の根拠としている法、制度、上位計画等の改正があった場合に、施策体系や取組を進めていくための指標等について変更するべきか検討し、変更の必要があると判断した場合に見直しを行うことを想定しています。 しかしながら、御指摘のとおり環境問題に関する社会的動向が激しい中にあって、柔軟に対応できるようにこの表現を採用しました。 なお、「必要に応じて」としているのは、安易な目標の下方修正などを行わないよう、修正の合理的な理由の説明責任を担保するためであり、必要であると考えます。 【16 ページ第 2 章 2(2)】	4

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映区分
9	およそ100年前のスペイン風邪は収束に足かけ4年ほどもかかったようですが、新型コロナウィルスの影響も今後、かなりの期間続くと想定した施策が必要になっています。これまでのコロナ対応でICTを活用し、オンラインでの講座やイベントも全国的に広まってきました。 　基本政策Ⅳの環境情報の発信・共有の促進、環境イベント・キャンペーンの実施、環境教育・環境学習・環境保全活動の支援など、全てにわたってICTを活用した施策の展開を強化することが望まれることから施策の展開や重点取組において取り上げると共に基本的な取り組みとしてICTの活用を位置付けることも検討されるよう願います。	御意見のとおり人が集まって行う環境学習などは、実施が難しくなっており、オンラインや配信による方法を進める必要があると考えています。 　そのため、実施計画の取組において積極的にICTを取り入れるよう事業の実施方法を検討します。 【22ページ第3章2(1)】	3
10	「(2)計画の着実な推進に向け」の中で、「取組実績について、厚木市環境審議会が評価・点検を行い、提言を行うことで、PDCAサイクルに沿った進行管理を行います」とありますが、厚木市環境審議会の役割は厚木市環境基本計画の策定・変更、環境保全・創造に関する基本的事項を審議するほか、環境の保全等に関する事項について、市長に意見を述べることができることから、「取組実績について、厚木市環境審議会が評価・点検を行い、環境の保全等に関する事項について提言を行うことで、PDCAサイクルに沿った進行管理を行います。」としては如何でしょうか。	計画の推進の中の環境審議会の役割の記述を厚木市環境基本条例（平成30年厚木市条例第4号）第15条第3項に合わせて「環境の保全等に関する事項について」提言を行うとするべきとのお考えと理解します。 　御指摘の箇所においては、環境基本計画の取組実績に対する環境審議会の対応のことであり、提言の内容についても当然に「環境の保全等に関する事項について」であるため、省略したいと考えています。 【25ページ第3章3(2)】	4

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
11	気候変動適応の例１　食を守るための「適応」農業分野で日焼けを防ぐために日除けを設置する、という方法の一つにソーラーシェアリングが最適です。作物によりますが、遮光率30%であればほとんどの作物には悪い影響はなく、むしろ良い影響が出ている。	日よけの設置を検討する際の選択肢の一つとして、ソーラーシェアリングを紹介するよう取組の中で参考とします。 【29ページ第4章Ⅰ-1】	3
12	IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の「1.5℃特別報告書」にあるように、2050年カーボンニュートラルを実現するためには、2030年に2010年比45%削減が必要で、とりわけ本計画期間である初めの6年間に政策・施策の方向付けを固めてどんどん推進していけるレールを敷くことが肝要です。 再生可能エネルギーの発電量比率は2021年度にエネルギー基本計画の見直しがされて、2030年度40～50%程度に設定される可能性が高いと思います。 それを先取りする形で本基本計画は厚木市での再エネ比率増加計画を策定してほしいと思います。 地域の卒FIT電力を買い取り、地域内で消費小売りできる地域新電力を創ることができれば、本当のエネルギー地産地消とすることができます。	再生可能エネルギーの導入促進については、国、県と連携して行うものと考えており、市の再生可能エネルギー導入目標も国の目標を踏まえて設定しています。 そのため、国のエネルギー基本計画の見直し内容や考え方が確定していない状態で、目標値を引き上げることは行いません。 【31ページ第4章Ⅰ-2】	4

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
13	2026年度の45MW、また地球温暖化対策実行計画の2030年度52MWは根拠のある数字、または見通しのある値でしょうか。設置可能な量ポテンシャルはどのくらいと見られているのでしょうか。	再生可能エネルギーの出力の目標値は、国のエネルギーミックスの考え方を基にして算出しており、根拠があるものです。 また、ポテンシャルについては、あつぎ元気地域エネルギー構想実行計画では、平成24年度末において、厚木市の戸建て住宅約40,000戸を基本に住宅への普及を想定していますが、これを基に考えると、5割の戸建て住宅に3kWの太陽光パネルが設置されれば60MWになります。築年数、日照条件等の詳細条件に当てはめた想定は困難ですが、52MWを達成することは十分可能と考えています。 【31ページ第4章Ⅰ-2】	5

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
14	この項目は全面的に大賛成です。個人としても、私が所属する団体としても協力させていただき実現させたい内容です。 再生可能エネルギーの導入・普及には、市民や市内の事業者が無理なく設置しようと思える仕組みを構築できればと思います。国や県の各種補助金制度もなるべく活用したいので、情報提供をしていただけると助かります。なるべく自家消費できる方法が望ましく、特に大学、病院、老人ホームなどに広めていければ波及効果も大きいと思います。 ソーラーシェアリングは新規営農者にも薦め、また市民農園にも設置できる方法を探りたいです。これができると市民への啓発にもつながると思います。 生産緑地への設置条件を整え、積極的に都市の緑地保存発電防災拠点を作り、貴重な緑地の宅地化を防止できると望ましいです。 上下水道を含む水流を活用した小水力発電も導入できると安定的なものになります。 地域の卒 FIT 電力、非 FIT 電力を買い取る地域新電力を創ることができれば、エネルギーの地産地消が実現します。 エネルギーを軸にお金、雇用の地域内循環も可能になると思います。	御意見のとおり再生可能エネルギー導入は、市の取組だけでなく、市民、事業者、環境保全等活動団体の主体的な行動が必要と考えており、積極的な支援をするとともに、国、県との連携も深めていきたいと考えています。 【32 ページ第 4 章Ⅰ-2-①】	3

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
15	スマートシティモデル(さいたま市美園地区など)、地域オフグリッドモデルなど、調査・検討し、新しいまちづくりの実験に取り組めるといいと思います。	スマートシティについては、国の補助金や特区制度の活用、産学公の連携など、他市の先行事例の研究を継続します。 【33 ページ第 4 章Ⅰ-2-②】	5
16	リサイクルは市民としては分別して出したらそれで終わり、にならないように、具体的な最終処分や再利用までの流れ・コスト・脱炭素にとっての効果を確かめられるような情報提供があればよいと思います。 製品プラスチックの回収試行期間についてポリエチレンとポリプロピレンのみが対象ですが、素材表示がないため出しにくいです。リサイクル処理工程でほかの素材は除外されるのか、特にポリ塩化ビニルやテフロンなどフッ化物が混入しても大丈夫なのか、PE のマスクや袋などの消耗品も含まれるのか、などわからない点が多いです。	リサイクルの流れ等の情報提供や製品プラスチックの回収に関する御意見は、取組の参考とします。 【34 ページ第 4 章Ⅰ-3】	3

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映区分
17	＜計画内容について：表現の変更を要望＞ 1）本案 P36（概要版 P12） Ⅰ-3-③ 廃棄物の適正処理の推進 「考えられる取組」 『新たな品目の資源化や家庭系ごみの有料化などによる家庭系ごみ全体の減量化・資源化の検討』 要望：「有料化」を削除してほしい 理由： 有料化は減量化の方法の１つだとは思いますが、「有料化ありきの施策」だと受け取られかねません。 また、検討方法については関連する個別計画「厚木市一般廃棄物処理基本計画（案）」に述べられています。 変更案：『新たな品目の資源化や家庭系ごみ全体の減量化・資源化の検討』	本計画の個別計画である厚木市一般廃棄物処理基本計画だけでなく、環境基本計画にも検討項目を明示することで、検討段階から市民の皆様に意識していただけるよう、考えられる取組として記載しています。 【36 ページ第４章Ⅰ-3-③】	4

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
18	＜計画内容について：表現の変更を要望＞ 2）本案 P37 重点取組Ⅰ-3-① ごみの減量化・資源化の推進 上部図内「安心・安全」項目 『不法投棄廃棄物からの有害物質の漏出防止』 要望：「不法投棄」を削除してほしい 理由： 有害物質の漏出の心配は不法投棄に限ったことではありません。 「不法投棄」を削除したとしても、それに関する施策は本計画Ⅲ－②「地域美化の推進」でも述べられています。 変更案：『廃棄物からの有害物質の漏出防止』	適正に排出され、適正に処理される廃棄物は、有害物質の漏出の心配はないため、不法投棄廃棄物に限った記述としています。 【36 ページ第 4 章Ⅰ-3-①】	4
19	家族農業を徹底して追求することを市の中心に据えて欲しい。移住もこのことを一番に掲げて計画的に推進して欲しい。これが全てに通じるのではないでしょうか。	本計画において、家族農業についての記述はありませんが、本市における農業経営体数は 787 経営体で、このうち家族経営体は 782 経営体であり、農業経営体全体の 99%以上を占めている（2015 年農林業センサス）ことから農業の基本的な形態として確立しているものと考えています。 このことを念頭に、継続して農業振興に努めます。	3

５　お問い合わせ先

（１）担当課名　　　　　環境政策課

（２）連絡先　　　　　　（046）225-2749

６　結果公開日

令和３年３月 19 日　公開